

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることにより、生涯にわたり本人を保護・支援します。

くわしくは 高齢福祉課 地域包括支援センター ☎0288-21-2137

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります

判断能力が不十分になる前に…

任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)と自分の生活や財産管理などの代理権を決めて、公証役場で任意後見契約を結んでおくものです。

判断能力が低下したときに、家庭裁判所に申立てをし、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

判断能力が不十分になってから…

法定後見制度

法定後見制度は、本人の状態により「補助」「保佐」「後見」の3つに区分されます(表1)。成年後見人等は、判断能力が低下した本人に代わって、不動産や預貯金などの財産管理、介護・福祉サービスの利用手続き、施設入所契約、不利益な法律行為の取り消しなどを行います。

この制度を利用するには、家庭裁判所への申立て手続きが必要です。申立ては、本人・配偶者・四親等内の親族が行いますが、身寄りがいない場合などは市長が行うこともできます。申立て方法は、宇都宮家庭裁判所のホームページをご覧ください。

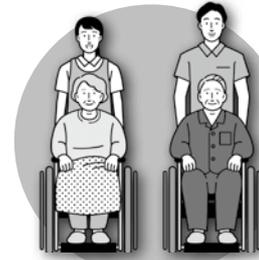
例えば次のような場合、表2の窓口へまずご相談ください



認知症の方で金銭管理が難しくなり、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭っている。



親や兄弟が亡くなった知的障がい・精神障がいのある方が、相続・預貯金の管理に困っている。



認知症の一人暮らしの高齢者で、身近に支援者がおらず福祉サービスなどの利用契約が必要な場合。

表1：法定後見制度の種類

種類	対象者
補助	判断能力が不十分な方(法律行為などができるかどうか心配である)
保佐	判断能力が著しく不十分な方(日常生活では自分の意思で行動ができる。しかし、重要な法律行為などは困難である)
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方(自分の意思表示が困難で法律行為ができない)

※家庭裁判所が成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人)を選任します。種類により成年後見人等の権限の範囲が異なります

表2：相談窓口一覧

相談窓口	電話番号
今市西地域包括支援センター	0288-25-6374
今市北地域包括支援センター	0288-21-7081
今市東地域包括支援センター	0288-26-6537
今市南地域包括支援センター	0288-25-6444
藤原・栗山地域包括支援センター	0288-76-3333
日光・足尾地域包括支援センター	0288-25-3255
市障がい者相談支援センター	0288-22-8522
市障がい者基幹相談支援センター	0288-25-3110
社会福祉課障がい福祉係	0288-21-5174
高齢福祉課地域包括支援センター	0288-21-2137
高齢福祉課高齢福祉係	0288-21-5100

表3：その他専門職団体などの相談窓口

種別	相談窓口	電話番号
弁護士	栃木県弁護士会	028-689-9001
司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	028-632-9420
社会福祉士	権利擁護センターばあとなあ・とちぎ(栃木県社会福祉士会)	028-623-0810
法人後見	社会福祉法人日光市社会福祉協議会	0288-25-3070

交通安全に関する情報

くわしくは 生活安全課 交通対策係 ☎0288(2)5151

「ゾーン30」を ご存じですか？

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的とした、交通安全対策のひとつです。一定の区域(ゾーン)を定めて、時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、必要に応じてその他の安全対策を組み合わせ、区域内での速度抑制や、抜け道として通行する行為の抑制などを図ります。

「ゾーン30」は、幹線道路などで囲まれた住居地域全体に交通規制や安全対策を実施することで、その地域の人々が、安心して生活できる区域をつくることを目的としています。

市内では、宝殿・七里地内に「ゾーン30」が設置されています。特に朝の通勤・通学時間帯における、住宅地域の通り抜けや速度超過は大変危険です。余裕を持って出発するなど、心と時間に余裕のある運転を心掛けましょう。



宝殿・七里地内の「ゾーン30」



「ゾーン30」標識と路面標示

安川町(日光地域)の自転車専用信号機について



こちらは自転車専用信号機です。自動車の進行・停止を指示するものではありません。



日光警察署安川町交番前の交差点にある、市営有料駐車場西参道第一駐車場入り口正面の信号機は自転車専用です。駐車場から出庫する自動車のための信号機ではありませんので、走行する際はご注意ください。